

令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金（奨学のための給付金）支給要項

（趣旨）

第1条 知事は、私立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条（第3号を除く。）に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち、国公立の高等学校等を除いたものをいう。以下同じ。）の生徒等（以下「高校生等」という。）が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減し、高校生等の就学を支援するため、予算の範囲内において茨城県私立高等学校等奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その給付金の支給については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（支給対象者等）

第2条 支給対象者及び支給対象経費は次の表のとおりとする。

支給対象者	支給対象経費
<p>給付金は、令和8年7月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号のすべてに該当する世帯の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱」別表1に規定する高校生等を新制度、別表2に規定する高校生等を旧制度の対象とし、その保護者等に対し支給する。</p> <p>ただし、令和8年度に私立高等学校等に入学した高校生等（以下「新入生」という。）がいる世帯であって、令和8年4月分から6月分に相当する額の前倒し給付（以下「新入生への前倒し給付」という。）を希望する場合は、令和8年4月1日（以下「前倒し給付基準日」という。）において、次の各号のすべてに該当する世帯の保護者等に支給する。</p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）又は保護者等全員の当該年度（新入生への前倒し給付を希望する場合は前年度）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が182,500円未満である世帯（以下「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」という。）であること。</p> <p>（2）保護者等が茨城県の区域内に住所を有する者であること。</p> <p>（3）高校生等が、原則として平成26年4月1日以降に対象となる高等学校等に入学し、基準日又は前倒し給付基準日現在に在籍し就学している者であること。なお、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者のうち、基準日又は前倒し給付基準日現在に在籍している者も同様とする。ただし、以下に該当する場合は支給対象外とする。</p>	<p>授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等）</p>

<p>ア 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であつて、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合</p> <p>イ 基準日又は前倒し給付基準日において、休学している場合</p>	
---	--

2 前項の規定は、家計急変により保護者等の収入が減少し、当該保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯に相当することとなった世帯（以下「家計急変が生じた世帯」という。）に準用する。

（給付金の支給額等）

第3条 給付金の額は、別表1、別表2、別表3及び別表4に掲げる高校生等が該当する世帯区分及び課程区分に応じた額とする。

2 給付の回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制及び通信制の課程に在籍する高校生等については4回）を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者については、この回数に加えて1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）給付することができる。また、新入生への前倒し給付を希望する者については、前倒し給付分を追加するものとする。

（給付金の受給申請）

第4条 給付金の支給を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、別表5に掲げる書類を別に定める期日までに知事に提出するものとする。ただし、高校生等が茨城県の区域内に所在する私立高等学校等に在籍する場合は、在籍する私立高等学校等の設置者に別表5に掲げる書類を提出し、私立高等学校等の設置者は別に定める期日までに受給申請者一覧（様式第2号）を知事に提出するものとする。

（給付金の支給の決定）

第5条 知事は、前条による申請に基づき、給付金の支給について、支給又は不支給の決定を行うものとする。

2 知事は、申請者に対し、支給又は不支給についてその旨を当該申請者に令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定通知書（様式第3号）又は令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金不支給決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし、高校生等が茨城県の区域内に所在する私立高等学校等に在籍する場合は、私立高等学校等の設置者に対し、支給又は不支給についてその旨を令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定について（様式第5号）により通知し、私立高等学校等の設置者は、令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定について（様式第6号）又は令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金不支給決定について（様式第7号）を作成し、申請者に通知するものとする。

（給付金の支給の方法）

第6条 知事は、前条第1項の規定による給付金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」

という。) に対し、給付金を支給する。ただし、高校生等が茨城県の区域内に所在する私立高等学校等に在籍する場合は、私立高等学校等の設置者を通じ支給する。

2 給付金の受領につき申請者から委任状（様式第8号）により委任を受けた私立高等学校等の設置者は、その給付金を以下のいずれかのおとり取扱うものとする。

(1) 申請者に対し適正に支給する。

(2) 設置する私立高等学校等が申請者から徴収する授業料以外の教育に必要な経費に充当する。

(給付金の支給の決定の取消し等)

第7条 知事は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

(1) 給付金の支給を受けることを辞退したとき

(2) 偽りその他不正の手段により給付の決定を受けたとき

(3) その他給付金を支給することが適当でないと認めるとき

(給付金の支給の決定の取消し等の通知)

第8条 知事は、前条の規定による給付金の支給の決定の取消し等を決定したときは、その旨を令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定取消通知書（様式第9号）により当該受給権者に通知するものとする。ただし、高校生等が茨城県の区域内に所在する私立高等学校等に在籍する場合は、私立高等学校等の設置者に対し、その旨を令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとし、私立高等学校等の設置者は、当該受給者に支給決定取消について、令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定取消について（様式第11号）により通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 受給者は前条の規定による給付金の支給の決定の取消しの通知を受けた場合において、既に給付金が支給されているときは、知事の命ずるところにより、給付金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和8年6月29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 1 (要項第 3 条関係)

世帯区分		給付額 (年額)	
		通信制	通信制以外
1 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等		1 人当たり 52,600 円	1 人当たり 52,600 円
2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が右記のとおり (1 の世帯を除く) である世帯に扶養されている生徒	ア 非課税である世帯	1 人当たり 52,100 円	1 人当たり 152,000 円
	イ 100 円以上 105,500 円未満である世帯	1 人当たり 17,370 円	1 人当たり 50,670 円
	ウ 105,500 円以上 182,500 円未満である世帯	1 人当たり 13,030 円	1 人当たり 38,000 円

【備考】

- 国籍が日本国以外の生徒のうち高等学校等就学支援金 (旧制度経過措置) 及び高校生等新修学支援金の支給対象者については、表中 1 及び 2 アに該当する者のみ奨学給付金の支給対象となる。
- また、令和 8 年 4 月 1 日以降に新入学した国籍が日本国以外の生徒のうち在留資格が「特別活動」、「留学」の者については奨学給付金の支給対象外となる。

別表 2 (要項第 3 条関係)

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合の別表 1 に掲げる給付金の加算額

世帯区分	給付額 (年額)
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が右記のとおり (別表 1 に掲げる 1 の世帯を除く) である世帯に扶養されている生徒	ア 非課税である世帯 1 人当たり 81,000 円
	イ 100 円以上 105,500 円未満である世帯 1 人当たり 27,000 円
	ウ 105,500 円以上 182,500 円未満である世帯 1 人当たり 20,250 円

【備考】

- 給付額は、通信制課程とそれ以外の課程で同一の単価を用いる。
- 7 月 1 日までに災害等が発生した場合は 7 月 1 日時点、災害が発生した日が 7 月 2 日以降の場合は、申請のあった月の翌月 (災害等が発生した日が申請のあった月の 1 日の場合は、申請のあった月) の 1 日時点の状況で判断する。

別表3（要項第3条関係）

7月2日以降に家計急変が生じ申請のあった世帯の給付金の額

世帯区分		給付額（月額）	
		通信制	通信制以外
家計急変による経済的理由から「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が右記のとおりである世帯」に相当する世帯に扶養されている高校生等	ア 非課税である世帯	52,100円×家計急変が生じ申請のあった日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和9年3月までの月数 / 12ヶ月	152,000円×家計急変が生じ申請のあった日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和9年3月までの月数 / 12ヶ月
	イ 100円以上105,500円未満である世帯	17,370円×（以下、世帯区分「ア」と同条件）	50,670円×（以下、世帯区分「ア」と同条件）
	ウ 105,500円以上182,500円未満である世帯	13,030円×（以下、世帯区分「ア」と同条件）	38,000円×（以下、世帯区分「ア」と同条件）

【備考】

- 4月2日以降7月1日までに家計急変が生じた世帯については、別表1の2のア～ウに掲げる給付額（年額）とする。
- 5月31日までに家計急変が生じ申請のあった世帯（新入生）については、別表4に掲げる給付額（年額に四分の一を乗じた額）とし、7～3月分は7月1日の時点の状況で判断する。
- 「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯」に相当する世帯の判定方法
 家計急変発生後の収入見込額、人的控除等に基づき、都道府県民所得割額及び市町村民税所得割額の合算額を試算し、その合算額が非課税であることを判定する。
 上記の方法での判定が困難な場合は、以下の算定式を用いて判定する。
 - ・ 控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合
 家計急変後の年間総所得金額（見込み） ≤ 35万円 × （本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数） + 42万円
 - ・ 控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合
 家計急変後の年間総所得金額（見込み） ≤ 35万円
- 「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、上記イ、ウに該当する世帯」に相当する世帯の判定については、個別確認とする。

別表4（要項第3条関係）

令和8年度新入生への前倒し給付額

世帯区分	前倒し給付額 (年額に四分の一を乗じた額)	
	通信制	通信制以外
1 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等	1人当たり 13,150円	1人当たり 13,150円
2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯（1の場合を除く）に扶養されている高校生等	1人当たり 13,025円	1人当たり 38,000円

【備考】

- 前倒し給付は、生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯のみを対象に実施する。
- 残額（7月分～3月分相当額）の給付額については、令和8年度の課税証明書等に基づき判定した給付額（年額）から4月分～6月分相当額を差し引いた額を給付する。
- 既に前倒し給付額（年額に四分の一を乗じた額（4月分～6月分相当額））を受領しており、令和8年度の課税証明書等に基づき判定した結果、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が給付基準を超えることを理由に7月分～3月分相当額の給付対象とならない世帯において、7月2日以降に家計急変が生じた場合、家計急変世帯への支援の対象と成り得るが、前倒し給付額と家計急変が生じた世帯への給付額の合算額は、要項別表1の2に掲げる給付額（年額）を上限とする。
- 本表2に該当する通信制高校生徒が13,025円の前倒し給付を受けたのち、通常給付において別表1の2のウに該当し13,030円の支給対象者となった場合、5円分の差額が生じるが、この時生じた差額の5円は支給しないものとする。

別表 5 (要項第 4 条関係)

必 要 書 類	生活保護 受給世帯	道府県民税所得割 額及び市町村民税 所得割額の確認が 必要な世帯	家計急変が 生じた世帯
1 私立高等学校等奨学給付金受給申請書 (様式 1-1、1-2、1-3) 【家計急変用】・【新入生への前倒し給付用】様式あり	○	○	○
2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の 合算額が〇円と分かる書類(課税証明書等) 家計急変世帯については、道府県民税所得割額 及び市町村民税所得割額の合算額が支給対象額に 相当する世帯になったことが分かる書類(様式 1 の別紙参照)	-	○	○
3 生活保護受給証明書 「生業扶助の措置状況」の記載があるもの。記載 がない場合は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 36 条の規定による生業扶助(高等学校等就 学費)受給証明書(様式 2)	○	-	-
4 申請者と高校生等の扶養関係が分かる資料 「扶養誓約書」(様式第 14 号)	-	○	○
5 在学証明書(様式第 12 号) 既存の在学証明書でも可 県外私立高等学校等に在籍する高校生等に限る	○	○	○
6 口座振替依頼書(様式第 13 号) 県外私立高等学校等に在籍する高校生等に限る	○	○	○
7 住民票 (市町村の発行した謄本又は抄本の原本) 県内私立高等学校等に在籍する生徒について は、就学支援金支給決定通知等で代用可能	○	○	○
8 在留カードのコピー又は在留資格の記載のある 住民票(謄本又は抄本の原本) 国籍が日本国以外の生徒に限る。	○	○	○
9 委任状(様式第 8 号) 県内私立高等学校等に在籍する高校生等に限る	○	○	○
10 私立高等学校等奨学給付金対象生徒の世帯状況 表(県内家計急変者用)(様式第 16 号) 家計急変世帯に限る	-	-	○
11 罹災証明書(様式第 17 号)※ 1 着用を義務付けられている制服が災害等により 喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合 に限る	-	○	○
12 再度制服購入が必要である旨の高等学校等による 証明書等(様式第 17 号)※ 1 着用を義務付けられている制服が災害等により 喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合 に限る	-	○	○

要項別表 3 に関する留意事項について

I 私立高等学校等奨学給付金を実施するにあたっての留意事項

1 個人情報取得等にあたっての留意事項

奨学給付金を実施する学校法人は、奨学給付金を実施するにあたり取得した情報について適正に管理を行うものとし、当該取得情報を「私立高等学校等奨学給付金」の申請に利用するにあたっては、当該申請に利用することについて、奨学給付金対象者及び関係者の同意を得なければならないこと。

2 奨学給付金対象者及び要件確認にあたっての留意事項

世帯人員、総収入金額等の認定にあたっては、補助対象者それぞれについて、所得額が一定水準以下であることを判断できる書類（市町村長の発行する住民税課税証明書・所得証明書等の公的証明書）の原本又は写しを申請書類と併せて提出させ確認すること。

3 その他実施にあたっての留意点

私立高等学校等奨学給付金に申請をした奨学給付金対象者に係る書類については、年度毎、対象者毎に判別できるようファイリングするなどの方法により、申請年度終了後から起算して5年間保存しておくこと。

II 対象者の要件

1 奨学給付金対象者の要件

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 2 条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在籍する生徒（休学中である者は除く）であること。

2 家計急変世帯への支援の判断基準となる保護者等について

以下のとおりとする。

① 親権者

親権者とは、子に対して親権を行う者であり、一義的には実父母が共同で親権を行う。協議離婚の場合は、どちらか一方が親権者となる。ただし、児童福祉法第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 8 第 2 項又は第 47 条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉法第 47 条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。

② 未成年後見人

親権者がいない場合は、未成年後見人。ただし、法人である未成年後見人及び民法第 857 条の 2 第 2 項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。

③ 主たる生計維持者

生徒に保護者がいない場合には、基準となる税額は、生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者となる。

④ 生徒本人

保護者及び主たる生計維持者がいない場合は生徒本人とする。この場合、生徒本人が市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合は、課税証明書等の添付を要しないこととすることができる（未成年である者に限る）。

3 家計急変者の要件

(1) 家計急変事由

家計急変者とは、生徒が原則令和8年1月1日以降（新入生への前倒し給付の場合は、令和7年1月1日以降）に、以下の事由により、主として収入を得ている保護者等の収入が激減し、就学継続が困難となった者をいう。

※ 災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはならない。

- ア 勤務する会社等の解雇
- イ 勤務する又は経営する会社等の経営状況の悪化
- ウ 自ら経営する会社等の破産・倒産
- エ 保護者の死亡、長期療養
- オ 離婚
- カ その他

(2) 家計急変事由の認定

家計急変事由については、別紙「家計急変該当者であることの証明書類」に記載されている書類にて確認を行うこと。

III 認定にあたっての留意事項

1 家計急変世帯の収入状況の判定等について

(1) 保護者等の収入等の基準

家計急変事由により、今年度の保護者等の収入が、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が 182,500 円未満に相当すると認められる者を支援の対象とする。

(2) 収入状況等の確認方法

○ 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が 182,500 円未満相当であると認められる者

保護者等の収入見込額や、扶養親族の人数、令和8年度の所得控除の対象となる額（社会保険料等の額、生命保険料・地震保険料控除額、医療費控除の額、住宅借入金等特別控除額など）を確認し、別添の「**住民税所得割額試算表（試算シート）**」に必要事項を入力し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の額を試算し、判断する。

また、保護者等の収入状況が確認できる書類（課税証明書・所得証明書等、所得を証明する公的証明書の原本又は写し）を申請書類と併せて提出させ確認すること。

2 収入状況の確認にあたっての留意事項

(1) 総所得金額等について

① 総所得金額等の範囲

総所得金額等の範囲は、給与所得のほか、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、山林所得、年金収入等、所得税及び住民税の課税対象となる所得のうち継続的に得られる「恒常的な収入」とする。

所得税住民税の課税対象であっても生命保険金、不動産譲渡所得、退職金等の一時的な所得や、恒常的な収入であっても遺族年金、労災年金、児童手当、養育費等の所得税及び住民税の課税対象でない所得は総所得金額には反映しない。

※ 恒常的な収入の例

- ・ 大学生・専門学校生等：アルバイト収入
- ・ 祖父母：年金

② 総所得金額の算出方法

ア 給与所得の場合

総収入額から給与所得控除を控除した額。

市町村長の発行する所得証明書でいうところの「総所得」に相当する。

【給与所得控除額の計算方法】

給与収入の金額（年額）	控 除 額
190 万円以下	65 万円
190 万円超 360 万円以下	給与の収入金額×30%+ 8 万円
360 万円超 660 万円以下	給与の収入金額×20%+ 44 万円
660 万円超 850 万円以下	給与の収入金額×10%+110 万円
850 万円超	195 万円を限度

イ 営業等の所得の場合

1 年間の総収入金額から、当該所得を得るために実際に必要とする経費を控除した額とし、事業所得及び農業所得については、次による。

A 事業所得：年間売上総額から売上品原価及び営業経費*を差し引いた営業利益（税込）とする。

※ 営業経費とは、雇用人件費、減価償却費その他当該所得を得るために実際に必要とする経費をいう。

B 農業所得：耕作物の種類及び耕作面積による総収量（自家消費分を含む。）を算出し、それぞれの販売価格を乗じて得た総収入金額から、当該所得を得るために実際に必要とする経費（肥料、消毒薬品、種苗及び動力機の消費燃料等の購入費）を差し引いた額とする。

ウ 年金等の収入の場合

公的年金等については原則として、給付された金額全額を所得として計上すること。遺族年金・労災年金・児童扶養手当・養育費の場合も同様に扱う。

③ 総所得金額等の見込額積算

原則として、奨学給付金事業年度の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の総収入額の見込みを推定し、給与所得控除等を控除し、総所得金額等の見込みを推定して積算するものとする。

別紙

家計急変該当者であることの証明書類

該当する理由	添付する書類
勤務する会社等を解雇された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・前雇用主による解雇通告書の写し又は離職証明書 ・雇用保険受給資格者証の写し ・前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等）
勤務する会社等が倒産した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務する会社等が倒産したことを証明する書類 ・雇用保険受給資格者証の写し ・前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等）
勤務する会社等の経営状況が悪化し、今年度の収入が激減した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得に関する証明書類 ・今年度の所得見込書（雇用主が証明したもの）
自らが経営する会社等が破産した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・破産宣告書の写し ・前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等）
自らが経営する会社等が倒産した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署に提出した事業廃止届の写し又は保険会社の証明書 ・前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等）
自らが経営する会社等の経営状況が悪化し、今年度の収入が激減した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等） ・今年度の所得見込書（雇用主が証明したもの） ・経営状況が悪化したことが判断できる書類
主たる生計を担う者が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等） ・死亡を証明する書類（死亡証明書、除籍謄本等） ・今年度の所得見込書（雇用主が証明したもの）
主たる生計を担う者の疾病、怪我等による長期療養により、会社を休職して収入が大幅に減ったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等） ・長期療養をしていることを証明する書類（医師の診断書、雇用主の作成した証明書等） ・今年度の所得見込書（雇用主が証明したもの）
離婚したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等） ・離婚したことを証明する書類（戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、個人事項証明書（戸籍抄本）、離婚受理証明書等） ・今年度の所得見込書（雇用主が証明したもの）

※ 必ず前年の所得と急変後の所得の状況が明らかとなる書類を揃えること。